

宮崎南部森林管理署の治山事業の概要

治山事業

森林法に基づいて、保安林の指定目的を達成するために、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う保安施設事業です。

治山事業の主な工法

- 山地治山事業

復旧治山事業・・・山地において天然現象等によって発生した山腹崩壊地や荒廃溪流等を復旧整備し、水源かん養及び山地災害の防止・軽減を図るための事業。

施工前

平成27年3月



完成時

平成27年10月



防災林造成事業・・・海岸部における風害、飛砂の害、潮害等による被害を防止または軽減することを目的とした事業。

施工前

平成17年9月



完成時

平成20年3月



現在

平成27年9月



施工前

平成25年7月



完成時

平成26年3月

